

あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及び
あま市生活困窮者家計改善支援事業業務
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本実施要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施するに当たり、質の高い生活困窮者の相談支援体制の維持及び向上を図ることを目的とし、あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及びあま市生活困窮者家計改善支援事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、厳正かつ公平な方法で選定するため、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及びあま市生活困窮者家計改善支援事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「あま市生活困窮者就労準備支援事業業務仕様書」及び「あま市生活困窮者家計改善支援事業業務仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

令和6年7月1日（月）から令和11年6月30日（土）まで（長期継続契約）

(4) 委託料上限額

- ア 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
6,603,300円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
8,804,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
8,804,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- エ 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
8,804,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- オ 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで
8,804,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- カ 令和11年4月1日から令和11年6月30日まで
2,201,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (5) 選定方式
公募型プロポーザル方式

3 スケジュール

内容	期日等
実施要領等の公表	令和6年4月8日(月)から 令和6年4月30日(火)まで
実施要領等に関する質疑の受付	令和6年4月9日(火)午前9時から 令和6年4月16日(火)午後5時まで
質疑への回答	令和6年4月22日(月)までに回答
参加意向申出書等の提出期限	令和6年4月30日(火)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和6年5月7日(火)
企画提案書等の提出期限	令和6年5月20日(月)午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月28日(火)
結果発表(公表・通知)	令和6年6月6日(木)
契約締結	令和6年6月下旬

4 参加資格要件

あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及びあま市生活困窮者家計改善支援事業業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領(平成22年あま市訓令第44号)に基づく指名停止の措置、又は愛知県若しくは愛知県内の地方自治体から指名を停止され、若しくはそれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱(平成22年あま市訓令第46号)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)がなされていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 参加意向申出書の提出期限までに、令和6・7年度あま市入札参加資格

者名簿に登載されている者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及び生活困窮者家計改善支援事業業務を一体的に受託できる者であること。
- (10) 事業所の拠点が市内又は隣接する自治体にある法人であること。

5 質疑応答

質疑がある場合は電子メールで提出し、電話にて受信確認すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問の回答に対する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年4月 9日（火）午前9時から
令和6年4月16日（火）午後5時まで

(2) 受付場所

あま市役所福祉部社会福祉課
電話：052-444-3135 電子メール：fukushi@city.ama.lg.jp

(3) 回答

回答は令和6年4月22日（月）までに、あま市公式ウェブサイトにて行う。ただし、質問が無い場合は回答しない。なお、質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

6 参加意向申出手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加意向を申し出るものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 会社概要書（様式3）
- エ 業務実績表（様式4）※ただし、実績がない場合、提出を不要とする。

(2) 提出期限等

- ア 提出期限
令和6年4月30日（火）午後5時まで
- イ 提出場所
あま市福祉部社会福祉課

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話：052-444-3135

ウ 提出部数

各1部

エ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合は、事前に提出日時を連絡すること。

(イ) 郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに必着とするとともに、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(3) 参加資格審査

上記(1)及び(2)により手続きした者のうち、本プロポーザルに係る企画提案書を提出できる者の選定は、参加資格を満たしていると判断された者を担当部局において審査するものとする。

(4) 参加資格確認通知

ア 審査結果の通知

参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格審査結果通知書(様式5)により、その旨及び企画提案書の提出者として依頼する旨を通知する。

イ 参加資格を有すると認められなかった理由の説明

参加資格を有すると認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日(あま市の休日を定める条例(平成22年あま市条例第2号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、次に定めるところにより、理由について説明を求めることができる。

(ア) 提出様式は任意とする。ただし、日本産業規格A4判とする。

(イ) 提出場所は「6(2)イ 提出場所」に同じ。

(ウ) 提出方法は「6(2)エ 提出方法」に同じ。

ウ 回答

回答は、提出のあった日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により行う。

7 説明会

説明会は開催しないものとする。

8 企画提案書作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 提案数
1 事業者 1 提案とする。
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 業務実施体制（様式 6）
 - ウ 見積書及び支出内訳書（様式 7 の 1、様式 7 の 2）
- (3) 作成様式
 - ア 日本産業規格 A 4 判を用いて片面印刷とし、縦方向、横書き、左綴じを標準とする。ページ数については、20 ページ以内とする。また、文字の大きさなど、見やすさに留意すること。
 - イ 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を付すこと。
 - ウ 企画提案書の表紙や目次も 20 ページ以内に含めること。
 - エ 企画提案書には事業者名及び企業ロゴを記載しないこと。
 - オ 業務実施体制（様式 6）及び見積書及び支出内訳書（様式 7 の 1、様式 7 の 2）は、企画提案書には含めず、別葉にして提出すること。
- (4) 企画提案書の構成
 - ア 厳正かつ公平な方法で内容比較を行うため、「1.1 評価基準」の項目に基づいた順序ごとに作成すること。
 - イ 業務実施体制（様式 6）及び業務スケジュール（任意様式）を明記すること。
- (5) 見積書及び支出内訳書
 - ア 見積書は様式 7 の 1、支出内訳書は様式 7 の 2 を用いて提出すること。
 - イ 見積書に記載する金額は会計年度ごとに記載し、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
 - ウ 支出内訳書は会計年度を一葉にして作成すること。
 - エ 提出する見積金額のうち、委託料に係る金額が 2(4)の金額を上回る提案者の提案は無効とする。
 - オ 見積金額は、評価項目の配点に含むものとする。
- (6) 提出期限等
 - ア 提出期限
令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時まで
 - イ 提出場所
「6(2)イ 提出場所」に同じ
 - ウ 提出部数
各 6 部（正 1 部、副 5 部）

エ 提出方法

「6(2)エ 提出方法」に同じ

(7) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製をすることができるものとする。

(8) 留意事項

企画提案書等の提出書類については、当該書類の受理後において、差し替えや追加、削除等は認めない。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10 審査方法

参加資格者に対し、提出のあった企画提案書等の内容を踏まえ、「あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及びあま市生活困窮者家計改善支援事業業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査を実施する。その実施方法は以下のとおりとする。

- (1) プレゼンテーション等の実施日
令和6年5月28日（火）
- (2) 開催時間及び会場
別途通知する。
- (3) プレゼンテーション等の持ち時間
1者につき30分以内とし、その後、10分程度の質疑応答を行う。
- (4) プレゼンテーション等の出席者
参加事業者の責任者を必須とし、その他関係業務担当者の中から選出した計3名以内とする。
- (5) プレゼンテーション等の留意事項
提出した企画提案書の内容に沿い、パワーポイントを用いてプレゼンテ

ーション等を行うこと。プレゼンテーション等の際は、事業者名及び企業ロゴを記載しないこと。また、プレゼンテーション等の際は、企画提案書以外のプレゼンテーション等の資料や追加提案は認めない。

なお、プレゼンテーション等に当たり、会場内には、本プロポーザルの実施者において、スクリーン（寸法W×H 1,720mm×1,080mm）及びプロジェクター（キヤノン製のLV-WX370）を用意する。パソコンは提案事業者側で用意すること。

1.1 評価基準

各審査項目「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価を行う。（）内点数は配点である。

選定委員の評価点は、持ち点を1人100点とし、合計5人で500点を満点とする。ただし、「(6) 見積金額」については、価格点を評価点とする。合格基準点は70点とする。この点数は、審査員5人の平均値とする。

提案の評価	満点5の場合	満点4の場合	満点3の場合	満点2の場合
良い	5	4	3	2
普通	3	3	2	1
悪い	1	1	1	0

(1) 業務基本理解（合計10点）

本業務の目的を理解し、生活困窮者への支援体制の維持とその促進を図るための提案となっているか、本業務の内容を理解し、生活困窮者の特性を捉え、自立に向けた支援となる提案となっているか等。

(2) 法人の適格性（合計5点）

本業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるか、また、本業務内容や関連事業を他の自治体等で受託した実績が十分にあるか等。

(3) 実施内容・方法（合計60点）

ア 生活困窮者就労準備支援事業

日常生活自立、社会自立、就労自立に向け、生活困窮者の状況に応じて生活習慣の形成、社会的能力の形成、社会参加の場へのアクセスの支援、就労体験できる機会の提供、ビジネスマナーの指導、一般就労への準備から職場定着まで支援できるノウハウや実績を有しているか、協力事業所や協力企業を開拓する技術を有しているか。

イ 生活困窮者家計改善支援事業

家計収支の均衡を図るに当たり、家賃や税金、公共料金などの滞納解消に向けた支援の技術を有しているか、作成した家計支援計画に基づき、各種給付制度等の利用や債務整理を支援する提案となっているか、家計

支援から生活再建が可能な提案となっているか等。

ウ 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の一体的実施

本業務を一体的に実施するための具体的な提案がなされているか等。

エ その他

市からの支援要請のみならず、アウトリーチを含めて積極的に生活困窮者を発見し、支援につながる提案となっているか、研修会を実施するなど本業務を広く周知し、福祉の増進に寄与した提案であるか等。

(4) 職員等配置体制（合計5点）

本業務を受託できるに足りる人員体制となっているか、生活困窮者の状態像に応じた支援が提供できる専門職を有し、厚生労働省が実施する就労準備支援事業従事者養成研修又は家計改善支援事業従事者養成研修を受講し、修了証を受けた職員が配置されているか等。

(5) 事業所運営（合計10点）

直近事業年度における事業所の経営状況は良好か、提案者がもともと展開している事業は本業務の内容に関連しているか、個人情報の保護のための具体的な取り組みを実施する提案となっているか等。

(6) 見積金額（合計10点）

価格点は、最低見積価格を見積価格で除して得た額に10点を乗じて得た値とする。ただし、最低見積価格及び見積価格は12か月分の見積額とする。

1.2 審査結果

(1) 受託候補者の特定

委員会における審査において、本プレゼンテーション等の評価が最も高い者を受託候補者として特定する。

(2) 審査結果通知

審査結果については、審査後、プレゼンテーション等参加事業者全員に公募型プロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。

(3) 審査結果の理由説明

審査結果の理由について、説明を希望する場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定めるところにより、説明を求めることができる。

ア 提出様式

提出様式は任意とする。ただし、日本産業規格A4判を用いること。

イ 提出場所

「6(2)イ 提出場所」に同じ
ウ 提出方法

「6(2)エ 提出方法」に同じ

(4) 回答

回答は提出のあった日から起算して5日以内に書面により行う。

1.3 契約の締結

審査の結果選定された受託候補者と、契約金額、支払条件、実施体制、相談案件への対応、企画提案書の内容を反映した「あま市生活困窮者就労準備支援事業業務仕様書」及び「あま市生活困窮者家計改善支援事業業務仕様書」の作成等の確認を行い、協議が整った段階で契約を締結する。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合等の理由により、受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 辞退届（任意様式）が提出された場合は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。

1.5 担当部局

あま市役所福祉部社会福祉課（担当：高橋・遠藤・佐藤）

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話：052-444-3135 F A X：052-444-1074

電子メール：fukushi@city.ama.lg.jp